

◎福祉避難所に関する質疑（玉野市） 回答取りまとめ

（第6回個別避難計画研究部会資料）

〔方向性〕 個別避難計画を作成するに当たっては、福祉避難所の設置が必須と考える。

〔理由〕 個別避難計画の作成に当たり、優先度の高い要支援者は、身体的な支援度が高いことや自宅の災害危険度が高いこと、さらに身内に支援者がいない等の要件が該当し、当該施設以外での避難生活が困難である考えるため。

		問1	問2	問3	問4
		自治体の施設や職員だけで対応を想定している福祉避難所があるか。想定している場合は対象者、準備設備、配置人員の要件を御教示いただきたい。	福祉避難所への直接避難は想定しているか。想定している場合、連絡の有無等開設の流れや警戒レベル3（高齢者等避難）以上で自主開設する際の問題点を教えてほしい。	避難が1泊程度の想定（台風等で警戒レベル3発令：頻度多）で福祉避難所への避難をどのように考えているか。 ◆地震等の大規模災害では長期に避難生活が想定され福祉避難所への直接避難は妥当と考えるが、警戒レベル3が発令されるような発生頻度の高い台風等で福祉避難所への避難が必要なのか。 ◆1泊程度なら福祉避難所以外に避難可能か、それとも避難情報の発表時の災害想定（災害の大小や影響の長短）によらず、すべての災害で福祉避難所の対応にすべきか（1泊程度の想定で、警戒レベル3を発表した際に、福祉避難所に対応を依頼することは施設側の負担は大きくならないか）。	福祉避難所以外の一般避難所に避難ができる要支援者の状態（身体的状態等）はどこまでと考えるか。
01	岡山市	なし	基本的には、一般避難所経由で二次的に福祉避難所へ移送する運用を行いつつも、受け入れ施設側が受入可能であれば、福祉避難所へ直接避難できる運用としている。その場合、避難希望者からの連絡を受け、身体の状態や介助者の有無などを聞き取りし、施設側に情報を伝えた上で受け入れの可否について判断してもらう流れを想定。	要配慮者個々の状況や発災の種類により、一律の対応は不可能であることから臨機応変に対応する必要があると考える。	要配慮者個々の状況により、避難場所や避難手段等は異なるため、個別避難計画の作成を進める中で、適切な避難方法を検討していくものとする。
02	倉敷市	想定していない	想定していない	地震の場合は想定していない（施設の安全性が分からない）。台風など事前に予測できる災害の場合でも、施設によっては土砂災害警戒区域や浸水想定区域に所在していることもあるため、安易に直接避難を認めることができない。一般避難所の福祉スペースで対応できない者については、その段階で入所及び入院調整を行うべきと考える。	被害の大きさや指定避難所の設備、被災者本人のその時の状態にもよるため、手帳の等級等で一律に線引きすることは難しい。
03	津山市	なし	現時点では想定していない。	保健師や地域包括支援センター職員などの意見を踏まえ、避難者の障害の状態や心身の健康状態等を考慮し、避難所での生活が困難で福祉避難所への避難が妥当であると判断された場合には、福祉避難所への避難が必要として開設依頼すべきと考える。	一般避難所ごとの施設設備による部分も大きく、要支援者の状態による一般避難所での避難生活の可否は一律には判断できず、ケースによって適宜判断することになると思われる。
04	玉野市	—	—	ケースにもよるが、1泊程度の避難では福祉避難所への避難は想定していない。	照会のとおり
05	笠岡市	なし（災害対策基本法施行令第20条の6第5号の指定避難所を市職員で要配慮者を受け入れる指定避難所（バリアフリー、和室、トイレ等）として開設しており、そこで福祉避難所の対応が必要になった場合、協定締結先の福祉避難所の開設準備にあたる。対象者の取り決めはなく、開設は福祉部局の職員で対応している。）	直接避難は想定しておらず、左記避難所でトリアージ後、必要であれば福祉避難所の対応としている。	泊数の問題ではなく、避難者の生活、身体に関わる維持が一般避難所に対応できない場合、福祉避難所の対応が必要と考えている。	福祉避難所の利用対象者は、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所生活に支障をきたすため避難所生活に何らかの特別な配慮を必要とする者及びその家族となっているが、そこに該当する方と、その配慮が不要で一般の避難所に対応できる方の実際の線引きは難しい。精神障がいや発達障がいの方で一般の避難所にストレスを感じる場合があること、身体障がいのある方はその種類や程度が様々であることなど、特別な配慮が必要とされるケースはいろいろ想定される。貴市のご意見にもあるとおり、ケースバイケースだと思う。
06	高梁市	自治体の施設や職員だけの対応を想定はしていない。	直接避難を想定していない。	個別避難計画において事前に調整された場合を除き、原則は一般避難所への避難を指示することとしている。その後、受け入れ先（福祉避難所）との調整等を行い避難先を決定する。福祉避難所数や受入数は限られており、人数調整が必要となる。	ケースバイケースと考えている。一定のラインは定めているが、本人の状況と環境、避難所の体制等を考慮し検討することとなる。
07	新見市	なし	想定している。必ず連絡を入れてもらうようにし、市から福祉避難所に連絡を取って受入可能であれば、避難してもらう（令和3年8月大雨の際はこの流れで開設）。自主開設は想定していない。	大災害の発生が懸念されるような事象のみを対象として考えているが、避難者からの申し出により検討している状況。（令和3年度：8月の長雨時に1施設を開設。避難者から依頼があり、該当する福祉避難所の受入体制が整っていることを事前確認できていたので、スムーズに開設できた。1泊のみ。）	現在、個別避難計画を検討している中で、一般避難所に避難ができる要支援者の状態（身体的状態等）はどこまでにするのかの線引きを福祉部門と検討している。
08	備前市	なし	想定していない	当市では福祉避難所は福祉施設と協定を締結し、開設依頼を行っているところであるが、当該施設の受入体制が整わなければ、一般避難所への避難をお願いしている。	—

◎福祉避難所に関する質疑（玉野市） 回答取りまとめ

（第6回個別避難計画研究部会資料）

〔方向性〕 個別避難計画を作成するに当たっては、福祉避難所の設置が必須と考える。

〔理由〕 個別避難計画の作成に当たり、優先度の高い要支援者は、身体的な支援度が高いことや自宅の災害危険度が高いこと、さらに身内に支援者がいない等の要件が該当し、当該施設以外での避難生活が困難である考えるため。

		問1	問2	問3	問4
		自治体の施設や職員だけで対応を想定している福祉避難所があるか。想定している場合は対象者、準備設備、配置人員の要件を御教示いただきたい。	福祉避難所への直接避難は想定しているか。想定している場合、連絡の有無等開設の流れや警戒レベル3（高齢者等避難）以上で自主開設する際の問題点を教えてほしい。	避難が1泊程度の想定（台風等で警戒レベル3発令：頻度多）で福祉避難所への避難をどのように考えているか。 ◆地震等の大規模災害では長期に避難生活が想定され福祉避難所への直接避難は妥当と考えるが、警戒レベル3が発令されるような発生頻度の高い台風等で福祉避難所への避難が必要なのか。 ◆1泊程度なら福祉避難所以外に避難可能か、それとも避難情報の発表時の災害想定（災害の大小や影響の長短）によらず、すべての災害で福祉避難所の対応にすべきか（1泊程度の想定で、警戒レベル3を発表した際に、福祉避難所に対応を依頼することは施設側の負担は大きくならないか）。	福祉避難所以外の一般避難所に避難ができる要支援者の状態（身体的状態等）はどこまでと考えるか。
09	瀬戸内市	なし	現状、指定福祉避難所を設けておらず、想定していない。	1泊程度であれば、市の開設する避難所への避難を想定しているが、特別な事情がある場合は施設と調整する可能性もある。	概ね玉野市と同様。
10	赤磐市	なし	想定していない	本人の状態にもよるが、1泊程度であれば、一般避難所の福祉避難スペースでの対応も充分考えられる。	・介護が行なえる家族と一緒に避難しており、第三者による介護が不要な方。 ・特別に広いスペースや特殊な機器電源等が不要な方。
11	真庭市	なし	想定していない	福祉避難所協定施設には、レベル3相当段階で電話連絡し、受入可否と受入可能人数をたずねている。 ・念のために上記体制をとっている。 ・避難日数を予想することが難しいため、上記体制をとっているが、上記以外の避難所でも備品を揃えれば要配慮者スペースとして対応できるところがある。	健康推進課：妊産婦、乳幼児等 ケースによって対応できるようであれば一般避難所で受け入れる。福祉避難所を想定する人(児)については、できるだけ事前に市に個別避難計画を提出してもらい、福祉避難所で対応すべき人という情報を市が持つことで早めに対応していきたい。 福祉課：障がい者等 その時の状況によってかわってくると思うが、移動などが不便で一般避難所で対応できない場合は福祉避難所に行くのが好ましい。 一般避難所でも個室があるとか仕切りがある場合、そこに居ることのできる障がい者は多いと思う。 高齢者支援課：高齢者等 支援が必要な高齢者は、身体状況等や支援者等の付添の状況などさまざまなケースがあり、一般避難所の施設状況もさまざまであり、一概に要支援者の状態を定めて受け入れ対応をすることは非常に困難であるとする。 また、要支援者の最新情報が全て市にそろっていることはないため、関係者や保健師等の意見を聞きながら、要介護度にも注視し、総合的に検討する必要があるとする。 福祉避難所の数も対応できる人数やベッド数にも限度があり、全ての方を受け入れることは不可能であることから、ケース別の対応が必要である。 避難者情報を事前に把握し、福祉避難所とマッチングすることは、今後、検討する必要があるとする。
12	和気町	町有施設や職員だけの福祉避難所の開設は、想定していない。協定による福祉避難所のみ。	福祉避難所への直接避難は、現在、想定していない。今後の検討課題である。	1泊程度の台風などピークがある程度予想できる災害については、福祉避難所の開設は想定していない。協定締結の施設とも、基本的には大規模な災害を想定していることで認識を共有している。	一概に判断するのは難しいと考える。個人や状況により、様々なケースがあると思うため、ある程度想定しておくことが重要と考える。柔軟に対応するしかないのではないか。
13	矢掛町	矢掛町介護老人保健施設「たかつま荘」が町有施設であるため、当該施設に勤務する町職員のみでの対応となる。基本的に施設の設備に応じ、対応可能な人員で対応することになる。収容は5名であるため、個別避難計画で「たかつま荘」を避難先としている者、または災害当日の申込者（①要介護状態の方、②身体障害者、③認知症の方、④指定難病者）となる。	矢掛町は、指定福祉避難所として受入対象者を限定しているため、直接避難も可能。警戒レベル3以上で一般の避難所が開設された場合、福祉避難所が開設される。要配慮者から役場福祉班に希望の連絡があると、福祉班は必要性の高い人を優先して受入決定し、対策本部に確認して了解を得る。その後、要配慮者に連絡する。	直接避難は、個別避難計画で避難先として位置付けている場合しか直接避難できないと考える。福祉避難所の利用者は、個別避難計画に当該施設を避難先として位置付けた人としないと、受入人数に限りがあるため、対応できないと考える。また、どの時点で避難するか日頃から当該施設と話をしておくべきであり、そのような者しか受入は困難と考える。過去に土砂災害警戒区域の要配慮者が危険を察知したため、施設へ申し込みがあり、1泊程度利用したことが多々あった。過去の災害では1～2泊がほとんどである。ただし、すべて福祉避難所に依頼することは施設側の負担になるため、申込者が一般避難所で問題ないかどうか見極め、順位付けも配慮したい。	一律の判断は難しいと考える。本人、家族が、平常時から状態を確認しておき、一般避難所での生活が難しい者は、個別避難計画を作成し、避難先の施設とよく話をしておく。また、介護サービスの利用者は、災害時のサービス利用について福祉避難所となる利用施設とよく話をしておくべきと考える。
14	勝央町	想定していない。	想定していない。個別避難計画を作成するなかで、直接避難の要否、可否について検討することを考えている。	警戒レベル3（発生頻度多）であっても、一般避難所への避難が困難な要支援者が避難する場合は、福祉避難所の開設が必要と考える。しかし、すぐに福祉避難所を開設することは困難であるため、まずは一般避難所で受入可能（バリアフリートイレ、個室等を有する施設）な避難所を開設することが現実的と考える。	避難所での生活が可能な要介護者等の状態は、個性が高いことから、一律には判断が難しい。要介護度による判断に加え、第3者による医療・介護上のケアが不要である者、家族等が支援を行うため、家族等以外の者の介護が不要である者といった判断が必要と考える。